

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（42）

2012年 1月 26日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（3）への反論 その9

「原告準備書面（30）求釈明」への「被告の回答」に対する反論
—「被告の回答」は、「本件採択は適法との被告の主張」の根拠が失われたこと
を示している—

一 はじめに

被告は、準備書面（3）の「第4 求釈明に対する回答」（5～6ページ）で、以下のよう
に述べている。

3 原告ら準備書面（30）の求釈明について

①②③について

準備書面（1）（2）ともに同じことを述べている。被告ら準備書面（2）3頁下から4
行目、「自己の・・・」以降のとおりである。

ところで、原告らの「求釈明」とは、以下のとおりである。

被告は「準備書面（1）」において、以下のよう述べています。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県
教育委員会の選定資料を参考資料として用い〔以下略〕」（5ページ）

ここでは、明らかに、「会議において」、調査報告書等を「参考資料として用い」たとしています。

ところが、「準備書面（２）」では、以下のように述べています。

「 会議において必要な資料は、事前に各教育委員に配布している。
当日も、その資料は持ち寄り、必要な場合には、その都度、利用、参考にできるような状態であった。」（３ページ）

ここでは、「準備書面（１）」のように「用いた」とはせずに、「必要な場合には、利用、参考にできるような状態であった」としています。

つまり、「用いた」のではなく、「用いることができる状態であった」、としています。

そして、「準備書面（２）」においては、上記部分以外のところも含め、「用いた」とは、いっさい書いてはいません。

このように、被告は、「準備書面（２）」において、「準備書面（１）」と矛盾する、まさに正反対ともいうべき主張を行なっています。

しかもそれは、＜事実認定＞に関わる非常に重要なことであり、本件訴訟の重要な争点に関わる事柄です。

そこで、以下のことに、お答え願いたい。

- ① 「準備書面（１）」と「準備書面（２）」のうち、どちらを、被告の主張及び事実認定と見なせばよいのか？
- ② 「準備書面（１）」と「準備書面（２）」で、被告の主張が、全く反対のものに変わったのは、どうしてか？
- ③ 「準備書面（１）」において、被告は「教育委員会の会議において（各資料を）参考資料として用いた」と主張したにもかかわらず、原告「準備書面（１７）」において、実は「全く用いていなかった」ことを、教育委員会会議録という客観的証拠に沿って完全に立証されたがために、被告は、もはや「用いた」とは主張できないことから、「準備書面（２）」のように、「用いることができる状態であった」との主張に、矛盾承知で中途変更を行ったのか？

（１）「準備書面（１）（２）ともに同じことを述べている」と、＜虚偽の回答＞をせざるをえなかった理由

原告らは、上記のように、被告「準備書面（１）と（２）」の記載の明白な違いを具体的に示したうえで「求釈明」を行なっているにもかかわらず、被告は、「準備書面（１）（２）」

ともに同じことを述べている」と答えているのである。

実際に「用いた」ということと、「利用、参考にできるような状態であった」ということを指して、両方とも「同じことを述べている」のだなどということ、はたして誰が認めることができるだろうか。

以下のように、そもそも被告らは、「準備書面（1）」において、この「用いた」という言葉を、当該採択手続が「適正・適法」だった根拠として使用していたのである。

教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第13条第3項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき恣意的に決定したもので、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。

以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。（5～6ページ）

ところで、ここにある「文科省初等中等教育局長通知」とは、以下のとおりである。

「教科書の採択は〔略〕教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

〔略〕

教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。〔略〕」

この「通知」が、「適切な採択(手続き)」の具体的内容を、「教科書の内容についての綿密な調査研究に基づき行なわれる採択」として明示していることは明らかだろう。

被告はそれを理解しているからこそ、

「なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき恣意的に決定したもので、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。」

根拠として、

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」

たと主張していたのである。

つまり、この「用いた」という主張は、被告にとって、本件採択が適法であることを示すための、いわば、「生命線」的主張なのである。

立証は全くしていないけれども、この「用いた」という主張によって、被告自身、かろうじて、本件採択が適法であるということの条件を満たそうとしていたのだから、この言葉を自ら下ろして、それを「(諸資料は) 利用、参考にできるような状態であった」に代えた以上、被告の「当該採択が適法である」との主張は、主張だけのレベルにおいても、全く、その理由・根拠を示し得ていない状態になったことを、この「資料の扱いについての<記述の差し替え>」は示している。

そして、被告が、その矛盾を承知で、上記「差し替え」を行なわざるをえなかったのは、やはり、上記「求釈明」でも述べたとおり、

「準備書面(1)」において、被告は「教育委員会の会議において(各資料を) 参考資料として用いた」と主張したにもかかわらず、原告「準備書面(17)」において、実は「全く用いていなかった」ことを、教育委員会会議録という客観的証拠に沿って完全に立証されたがために、被告は、もはや「用いた」とは主張できないことから、「準備書面(2)」のように、「用いることができる状態であった」との主張に、矛盾承知で中途変更を行ったのである。

被告が、上記「準備書面(1)・(2)」における、それぞれ全く意味の違う記述を、「準備書面(1)(2)ともに同じことを述べている。」と書かざるをえなかったのは、ここまで述べてきたように、「本件採択が適法である」とする自らの主張の根拠を自ら崩して来ざるをえなかった経緯を、被告自ら、白日の下、明確に認めるわけにはいかなかったからである。

(2) 上記・被告「準備書面(3)」の「第4の3」の後半、「被告ら準備書面(2)3頁下から4行目、「自己の・・・」以降のとおりである。」について。

上記に言う「被告ら準備書面(2)」の該当部分は、以下のように記載されている。

「自己の意思決定に当たって、その資料を読み込んだ結果、どのように評価し、自らの意見を作り出していくかは、各委員の資質である。つまり、各種資料を参考にすると、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することではない。

このことは、則るべき規範についての内容を判断する場合も、同様である。」

この部分の被告主張に対しては、原告らは、原告「準備書面(28)」において、すでに以下のように反論しているものであるが、被告らは、今回の「準備書面(3)」において、原告らのこの反論を踏まえることなく、「この反論」以前の自らの主張を、ここでも繰り返し

ているのみである。

したがって、原告らは、「この部分の被告主張」に対する、「準備書面（28）」における反論箇所を、ここに再び記載しておくこととする。

被告は、原告「準備書面（17）」への反論として用意されたと思われる、「第5」の項の結論として、以下のように主張する。

「つまり、各種資料を参考にするとは、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することではない。」（被告「準備書面（2）」3～4ページ）

原告「準備書面（17）」を、正確かつ誠実に読み返して、確認していただきたい。

原告は、「各種資料を参考にするとは、会議において、その資料の全部を取り出し、その逐一を発言し議論することである」、あるいは、「議論しなければならない」などとは一切述べてはいない。

ここでも被告は、原告の主張を曲解、あるいは捏造し、被告自らが作りだした「原告の主張」に対して、反論する形をとっている。

そもそも、「準備書面（17）」は、被告「準備書面（1）」の、以下の主張に対する反論として書かれたものである。

教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第13条第3項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき恣意的に決定したのも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（8））に反するものでもない。

以上のおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。（※ ①）

つまり、被告自らが、「調査報告書」等を「参考資料として用い」、「教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで」「採択を決した」と主張したことに対し、原告らは、当該会議の内容に対する具体的検証に基づいて、以下の結論を、立証したのである。

「一」から明らかなように、教育委員らは、当該「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ることをせず、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べ」ず、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市

教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的に」、採択教科書を「決定した」のである。

(準備書面 (17) 16 ページ)

しかし、被告は、本来ならば、上記の結論に到る、原告の立証過程に対して具体的な反証をし、被告「準備書面 (1)」における上記の主張の正しさを、再度、主張すべきところであるにもかかわらず、その作業は、全く行なっていない。

このことは、被告が、原告の立証過程及び立証内容に対する反論・反証を行ない得なかったことを意味している。

そして、あろうことか、上記、被告の本来の主張 (※ ①) と矛盾する、以下のような主張を、この「準備書面 (2)」で行っているのである。

ただし、会議において用いる資料は、いかにそれが重要なものであろうとも、極端に言えば、各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない。自己の意思決定に当たって、その資料を読み込んだ結果、どのように評価し、自らの意見を作り出していくかは、各委員の資質である。(3 ページ)

「調査報告書」や「採択協議会の結論」などの「資料」は、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」のだろうか？

このことを検討するにあたり、「準備書面 (17)」他で、再三、示した「文科省初等中等教育局長通知」を再録することとする。

「教科書の採択は〔略〕教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

〔略〕

教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。〔略〕」

ここに明瞭に記されているのは、教科書の採択は「教科書の内容についての綿密かつ十分な調査研究に基づき適切に行なわれなければならない」ということである。

その「調査研究」の結果が、「調査報告書」であり、「採択協議会の結論」である。

一方、教育委員らは、独自で「教科書の内容についての綿密かつ十分な調査研究」を行なっていないばかりか、何度も紹介したように、小田委員長自ら「すべての教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理」であることを、公的に認めているのである (2009 年 4 月 30 日／第 9 回教育委員会)。

以上のことを踏まえれば、委員らが、採択を「適切な手続により行」なうためには、上記「資料」に基づくしかない。

逆に、上記「資料」に基づかない、あるいは尊重しない採択は、「適切な手続」に則っていない採択であることを意味している。

上記「資料」類は、教科書採択において、これほどまでに重要な位置を占めるものなのである。

したがって、これら「資料」は、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」ものなどではない。

また、「各委員の資質」なるものによって「自らの意見を作り出していく」ために用いるためのもの、という位置づけのものなどでもない。

上記「資料」は、委員らが、採択に当たって、まさに、基づかなければならないところのものなのである。

しかし、「準備書面（2）」における被告の主張によれば、被告にとっての「資料」は、「各委員の資質」によって、いかようにも使われ、「評価」されるものであり、明らかに、委員の「資質」に左右され、従属するものとして位置づけられている。

まさに、「各委員が意思決定をするに際し用いる資料にすぎない」のである。

つまり、被告の見解では、「資料」は、「各委員の資質」によって、「恣意的に」使われる位置にある。

以上のような、「調査報告書」や「採択協議会の結論」を「単なる参考資料」の位置に置く被告の「採択方法」は、「綿密かつ十分な調査研究に基づ」いて「適切な採択」を行なわなければならないとする、上記「文科省通知」に明らかに反しているものである。

以上、被告における、教科書を採択—決定するに当たっての「調査報告書」や「採択協議会の結果」の位置づけの過ち、不正・違法を見てきた。

このような、「資料」の違法な位置づけは、被告らが、実際に、「調査報告書」「採択協議会の結論」を全く無視して当該採択を行なった＜事実＞に、ぴったりと符合している。

また、以下の再録内容からも明らかのように、被告らは、採択過程の出発時から、「調査報告書及び採択協議会の結論」を「参考資料として（さえ）用い」るつもりはなかったのである。

つまり、「準備書面（2）」における、被告の上記「資料」に対する位置づけは、教育委員らによる「調査報告書及び採択協議会の結論」を全く無視した「恣意的・独断的採択」が、単に、結果としてそうなったというレベルのものでは決してなく、明白な＜確信犯＞的採択であったことを、自ら明示しているものである。

以下、教育委員らが、採択過程の出発時から「調査報告書及び採択協議会の結論」を「参考資料として（さえ）用い」るつもりはなかったことを立証した「原告 準備書面（17）の一の②」の結論部分を再録して、「被告 準備書面（2）の第5」への反論を終えることとする。

以上から明らかなように、教育委員らは、当該採択過程の当初から、「調査報告書」を作成し、また「採択協議会」を構成する学校現場の先生等の志向・影響力を完全に排したところでの、委員らの独断だけでの採択をもくろんでいたのである。

それは、すでに、2009年までの採択経過や採択関連資料によって、「調査報告書」の作成や「採択協議会」を構成する学校現場の先生らが、小田委員長らとその採択をもくろむ扶桑社版教科書に対して、とても低い評価しか与えていないことを熟知していたからである。

つまり、「調査報告書及び採択協議会の結論」（被告 準備書面（1）5ページ）の規定力を逃れ、「教科書採択協議会での審議を勘案」（「今治市教科書採択基本方針」）することを完全に拒否しないかぎり、今治市教育委員会において、小田委員長らの望む扶桑社版教科書を採択することはできない採択システム・状況が、小田委員長らの前に、厳然と存在していたのである。

したがって、「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ないで「採択を決」する（被告 準備書面（1）5～6ページ）ことは、小田委員長らが扶桑社版を採択するためには避けて通ることのできない「採択方法」であったのであり、それは、採択過程の出発時から予定していた「方法」なのである。

以上